

令和5年度 鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉

【募集要領】

令和5年10月

鳥取県

【受付期間】

- ① 令和5年10月2日（月）から11月15日（水）まで（必着）
- ② 令和5年12月20日（水）から令和6年1月31日（水）まで（必着）

【相談窓口・書類の提出先】 鳥取県商工労働部企業支援課
「産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉」事務局

【申請書類は、下記宛に郵送してください。】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220
鳥取県商工労働部企業支援課
「産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉」事務局
電話番号 0857-26-7988 ファクシミリ 0857-26-8177
メールアドレス kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp

目次

1	補助金の概要	1
1-1	補助金の名称	1
1-2	補助金の目的	1
1-3	事業のスキーム	1
1-4	対象となる事業承継	1
1-5	補助対象者（承継者）	1
1-6	補助金の申請ができない者（申請の対象外）	2
1-7	補助金の対象となる事業実施計画の要件	3
1-8	補助率・補助金上限額・補助対象期間	4
1-9	補助対象経費	4
1-10	補助対象にならない経費等	5
1-11	消費税及び地方消費税・振込手数料の取扱い	5
2	申請手続等	6
2-1	事業認定及び補助事業の流れ・スケジュール	6
2-2	対象事業申請書等の提出	7
2-3	対象事業認定申請書の評価等	7
2-4	補助金の申請	8
3	その他	8
3-1	補助事業に関する注意事項	8
3-2	補助事業で取得した財産の取扱い	8
3-3	補助事業の休廃止等が想定される場合の取扱い	8
3-4	不正、虚偽行為	8

1 補助金の概要

1-1 補助金の名称

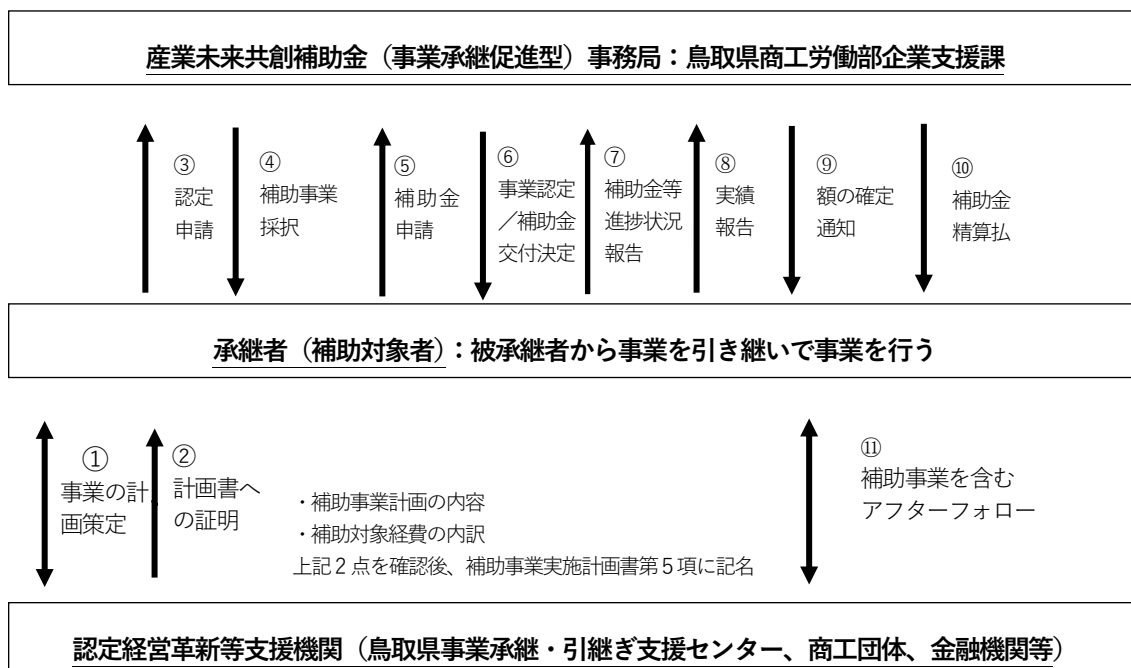
鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉（以下、この要領において「本補助金」という）

1-2 補助金の目的

本補助金は、県内事業者の事業承継の取組を支援することにより、もって県内経済の維持及び発展を図ることを目的として交付するものです。

1-3 事業のスキーム

本補助金の実施スキームは以下のとおりです。



(※) 承継者・・・事業承継において、事業等の引継ぎを行う又はこれから行おうとする者
 被承継者・・・事業承継において、事業等を引き継がせる中小企業者

1-4 対象となる事業承継

本補助金の対象は、県内中小企業者の間において資産・経営権等を引き継いで継続して事業を行おうとする事業承継・引継ぎであって、以下の3区分に係るものを対象としています。

【事業承継区分】

区 分	内 容
(1) 親族内承継	被承継者を代表する者の子や親族（三親等以内）への事業の引継ぎ
(2) 従業員承継	(1)を除く、被承継者の役員又は従業員への事業の引継ぎ
(3) 第三者承継	(1)、(2)を除く者への事業の引継ぎ

1-5 補助対象者（承継者）

本補助金の補助対象者（認定申請書を提出できる者）は、以下の（1）～（4）を満たす者です。

(1) 承継者は、事業承継を行う又は行おうとする者であって、会社又は個人であること

ここでいう「会社又は個人」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という）

第2条第1項第1号～第5号に規定する要件を満たす会社又は個人です。一部のみなし大企業は本補助金の対象とならない場合があります。

【強化法第2条第1項第1号～第5号に規定する要件】

主たる業種	要件（いずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下の業種以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（以下の3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員は含みません。

※強化法第2条第1項第6号～第8号に規定される組合等は対象外です。

現に中小企業者でない個人の方も補助対象者となることは可能ですが、事業完了までに中小企業者となる必要があります。

(2) 事業承継を、令和5年8月1日から、本事業の補助対象期間（原則として交付決定日から12か月以内）の末日までの間に行う又は行おうとする者であること

(3) 事業承継後に鳥取県内に主たる事業所を有する承継者であること

- ・現に主たる事業所が県外にある承継者は、事業完了までに県内に移転することが必要です。
- ・県内に研究開発機関、事業所あるいは工場等が所在し、主たる事業を行う中小企業者は、県外に本社があっても対象となる場合があります。ただし、自社にとって主たる事業所であることを明らかにする必要があります（当該中小企業者において、鳥取県内の事業所で行う事業が売上の大半を占めている、大半の従業員が在籍している等）。

(4) 被承継者が、強化法第2条第1項第1号～第5号に規定する要件を満たす会社又は個人であること

- ・被承継者（事業承継において、事業等を引き継がせる中小企業者）の要件である「中小企業者」は、「強化法第2条第1項第1号～第5号に規定する要件を満たす会社又は個人」とします。

1-6 補助金の申請ができない者（申請の対象外）

上記1-5に記載する要件を満たす場合でも、以下に該当する者は本補助金の申請はできません。

- (1) 本補助金の交付決定後、事業完了までに主たる事業所を県外へ移転する予定の者
- (2) 申請する事業について、本補助金とは別に、県の同種の補助金等を受けている又は受ける予定の者
- (3) 申請する事業について、本補助金とは別に、同一補助対象に対し、国・市町村等の同種の補助金等を受けている又は受ける予定の者（本補助金に対する上乗せ補助金を除く）
- (4) 原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者
- (5) 事業認定の申請書の提出又は本補助金の交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法

人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む)

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者

1-7 補助金の対象となる事業実施計画の要件

補助対象となる事業実施計画の要件は以下のとおりです。

(1) 共通事項

- ア 令和5年8月1日から本事業の補助事業期間(原則として交付決定日から12か月以内)の末日までの間に行つた、あるいは現に行っている又は行おうとする事業承継に係る事業実施計画書であること。
- イ 当該被承継者が、本補助金の交付対象となつたことがないこと。
- ウ 計画策定において、承継者が事業を主導して取り組むこと。
- エ 承継者は、原則として被承継者から引き継いだ経営資源を活用した事業を行うこと。
- オ 強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関(次頁参照)の証明を受けた事業計画であること。
- カ 実施する事業が原則としてフランチャイズ契約の締結のみによるものでないこと。
- キ 株式譲渡による承継の場合、原則として事業譲渡後に承継者を代表する者が保有する議決権の数が議決権全体の数の半数を超えること。
- ク 原則として被承継者と承継者による実質的な事業承継が行われ、承継後において被承継者を代表する者が実質的な代表権を保持しないものであること。(例:単なる名義変更、単なる会社分割・分社化・別会社化等、代表権者の複数化、吸収合併等、グループ内の事業再編、資産(物品・不動産等)のみを譲渡・取得・保有する事業等は原則として対象外とする)
- ケ 実績報告において承継者の代表者の交代を証明する資料の提出が可能であること。(例:被承継者の廃業届と承継者の開業届など)
- コ 事業承継に伴う事業主都合による従業員の解雇等を著しく生じさせるものでないこと。
- サ 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、次のいずれにも該当しないこと。
- (ア) 公序良俗に反する事業
- (イ) 法令等に違反する又は違反するおそれがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業
- シ 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、原則として、風営法第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業に該当しないこと。
- ス 補助金を受給する権利を他人に譲渡しないこと。

(2) 親族内承継

- ア 原則として被承継者を代表する者の三親等以内の者への事業承継であること。
- イ 個人が行う事業においては、原則として承継者は、被承継者から引き継ぐ事業(日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)における中分類の区分を越えないもの)を行うものであること。

(3) 従業員承継

- ア 同一法人又は個人(以下「法人等」という)の代表者交代による事業承継であること。この場合、被承継者の役員又は従業員が実質的に代表権を有する代表者となること。
- イ 対象事業認定申請書等の提出時において、当該法人等の承継者が当該法人等に在籍していること。

(4) 第三者承継

- ア 原則として承継者は、被承継者から承継する事業を廃止することなく、継続して行うこと。

その他、事業計画が明確でないなど不備のある申請内容によっては、補助対象と認められない場合があります。

認定経営革新等支援機関について

本補助金の申請に当たっては、作成した事業実施計画書について申請前に、認定経営革新等支援機関の証明を受けることが必要です。

○認定経営革新等支援機関（認定支援機関）とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）です。<https://mirasapo-plus.go.jp/supporter/certification/>

○鳥取県内の認定経営革新等支援機関については、以下の URL から検索してください。（地図から「鳥取県」を選択し検索） https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

事業承継専門の認定経営革新等支援機関として、国の「鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター」がありますので、上記により難しい場合は、こちらにご相談ください。

鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター HP：<https://www.toriton.go.jp/jigyohikitsugi/>

東部窓口 〒680-0031 鳥取市本町1丁目101 TEL：0857-20-0072 FAX：0857-20-0400

西部窓口 〒683-0823 米子市加茂町2丁目204番地 TEL：0859-31-4303 FAX：0859-27-1943

○なお、証明を受けた事業実施計画書については、事務局から直接認定経営革新等支援機関に計画内容について問い合わせる場合がありますので、あらかじめご承知ください。

1-8 補助率・補助金上限額・補助対象期間

補助率	補助対象経費の2分の1
補助金上限額	200万円（千円未満の額は切捨て）
補助対象期間	補助金の交付決定日から1年（12か月）以内 ※なお、諸事情等を勘案して知事が別に認める場合に限り、知事が別に定めた日から1年（12か月）以内とします。

1-9 補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要となる経費のうち、以下の（1）～（3）の条件をすべて満たす経費であって、必要かつ適切と認められるものが補助対象経費となります。

- （1）使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- （2）補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費（交付決定前に発注、購入、契約等（支払も含む）を実施した経費は原則として認められません）
- （3）補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって金額・支払い等が確認できる経費

【事業承継時及び事業承継後に必要な費目】

費目	内容
事業承継手数料	事業承継の手續きに係る事務手續き費用 ※専門家による事業承継の指導に要する経費、謝金、旅費、産業財産権等関連経費、委託費用等
マーケティング調査費	事業実施及び事業承継後の事業実施に係るマーケティング調査費等（委託費、謝金・旅費等）
設備導入・改修費	事業承継後の事業実施に必要な設備（建物・機械装置、備品、システム）の県内事業所への導入・改修費（購入、新增設、外装・内装工事費用等）
広告宣伝費	事業承継後に自社で行う広告宣伝に係る費用
その他の経費	上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費

1-10 補助対象にならない経費等

上記の費目に含まれるものであっても、以下の経費等は原則として補助の対象になりません。(例示)

- ・被承継者が支払った経費
- ・譲渡又は売買契約等の対価として、承継者が被承継者に支払う経費
- ・従業員の人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）
- ・租税公課金
- ・土地の購入費
- ・汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定できないもの
例) パソコン（デスクトップ、モバイル）、タブレット端末、スマートフォン、携帯電話、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの
- ・本補助金に関する書類作成代行費用
- ・M&A 仲介手数料及びマッチングの成功報酬等にあたるもの
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費
- ・他の制度により補助等の支援を受けている経費

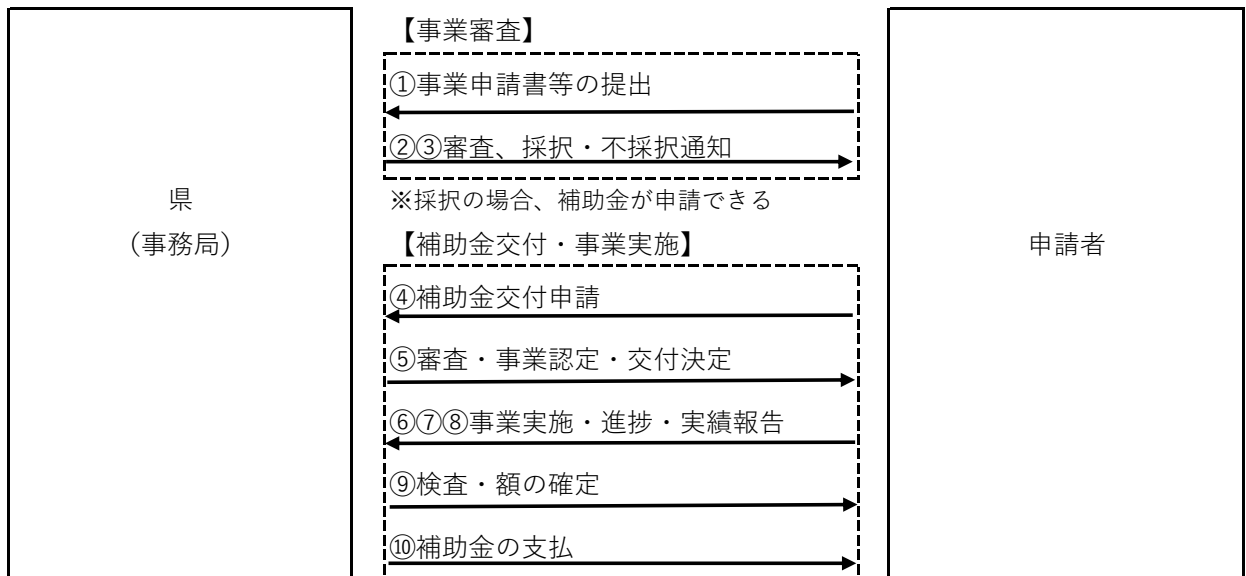
※その他、上記に含まれないものでも補助対象経費として認められないものものあります。詳しくは、事務局まで問い合せてください。

1-11 消費税及び地方消費税・振込手数料の取扱い

消費税及び地方消費税・振込手数料は、補助対象経費に含みません。

2 申請手続等

2-1 事業認定及び補助事業の流れ・スケジュール



項目	実施者	時期	内容
①事業申請書等の提出	承継者	本要領に基づく募集期間内	対象事業申請書等必要書類を提出
②事業申請書等の審査	県	募集〆切日から1か月程度	申請要件を満たした対象事業認定申請書を審査
③採択通知	県	審査から2週間程度	採択(不採択)を申請企業へ通知
④補助金交付申請	承継者	随時	採択された企業は、県に交付申請を提出 ※県の内示額の範囲内で交付申請が可能。
⑤事業認定及び補助金交付決定	県	補助金申請から2週間以内	交付決定通知を申請企業へ送付
⑥補助事業の着手	承継者	交付決定日以降、適宜 (事業認定の期間内)	交付決定日以前の実施事業は補助対象外
⑦補助金等進捗状況報告	承継者	各年度(⑧実績報告に係る年度を除く)の翌年度の4月20日まで	年度ごとの進捗状況を報告
⑧実績報告	承継者	事業完了から20日以内	補助事業の実績を報告
⑨検査・額の確定	県	実績報告後(概ね3週間以内)	実績報告書(支出状況・経理処理)に基づき 検査(必要に応じ現地調査) 検査に基づき補助金額を確定、支払額を通知
⑩補助金の支払	県	概ね、検査から1か月程度以内	補助金を精算払

2-2 対象事業申請書等の提出

事業実施計画の認定及び本補助金の交付を希望される場合、対象事業申請書等を作成して、提出してください。

受付期間 (R5 年度)	第1次募集 令和5年10月2日(月)～11月15日(水) 第2次募集 令和5年12月20日(水)～令和6年1月31日(水)
提出方法	下記宛に郵送又は直接持参してください。 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部企業支援課 「産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉」事務局 電話番号: 0857-26-7988 ファクシミリ: 0857-26-8117 E-mail: kigyuu-shien@pref.tottori.lg.jp
提出書類	<p>※様式については以下の URL からダウンロードしてください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/312267.htm QRコード</p> <p>○対象事業認定申請書(規則:別記様式) ○補助事業実施計画書(様式第1号) ○補助事業収支予算書(様式第2号)</p> <p>【添付書類】</p> <p>○被承継者の定款の写し及び事業概要が分かるパンフレット等 ○承継者の定款の写し及び事業概要の分かるパンフレット等 (従業員承継の場合や、承継者が事業者でない場合は不要)</p> <p>○被承継者の直近2期分の決算書(個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可) ○承継者の直近2期分の決算書(個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。承継者が事業者でない場合は不要)</p> <p>○承継者が県内に住所を有する者又は県内への住所の移転を予定している者であることが分かるもの(定款、履歴事項証明、住民票等)</p> <p>○被承継者及び承継者の鳥取県が課税する全ての県税(個人県民税及び地方消費税を除く)に未納がないことが確認できる書類(納税証明書等。鳥取県から課税されない者の場合は不要)</p> <p>○県外発注理由書(県外発注を予定する場合のみ)</p> <p>○その他、事業承継の概要がわかるもの、事業計画を補完する資料(任意で作成した事業承継計画書、事業譲渡契約書、基本合意書、開業廃業届の写し等)</p> <p>※提出ができない添付書類がある場合は、事前に事務局に連絡してください。</p>



【申請に関する注意事項】

- ・申請を行う事業実施計画について、他の補助制度に申請している(又は申請を予定している)場合は、その旨を記載してください。
- ・申請に係る一切の費用は、申請者自身の負担となります。
- ・必要に応じて、別途追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご承知ください。

2-3 対象事業認定申請書の評価等

提出された対象事業認定申請書は、事務局で申請に必要な記載など不備のないことを確認した上で、県において評価を行い、事業の認定及び補助金の採択の可否を決定します。

評価は書面に基づいて行います。プレゼンテーション等直接事業者が説明する場合は設けませんが、不明な点等については、必要に応じて直接確認をさせていただくことがあります。

評価後、県の予算の範囲内で評価点の高い順に事業及び補助金の採択をします。

なお、補助金の交付決定後に当初の計画を変更する場合は、再度事業認定の評価を受けることが必要となる場合があります。

2-4 補助金の申請

- ・事業認定の可否及び補助事業としての採択可否については、書面でお知らせします。
- ・事業実施計画が採択となった場合は、県に補助金の交付申請を行ってください。交付申請に基づき、本補助金の交付決定を行います。

3 その他

3-1 補助事業に関する注意事項

- ・鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、できるだけ県内事業者への発注に努めてください。なお、委託費及び工事費に係る経費についてやむを得ず県外事業者へ発注する場合は、県に事前の承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ発注した場合、補助対象経費として認められない場合がありますのでご注意ください。
- ・補助金は、原則として精算払です。ただし、やむを得ない事情があって、補助事業者が希望する場合、その内容を審査し、適切と認められる場合に限り、概算払を受けられる場合があります。詳しくは、事務局にご確認ください。
- ・本補助金交付決定後に本補助金の増額を伴う変更を行う場合、交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更を行う場合は、事前に所定の変更申請を行い、変更交付決定を受けることが必要です。詳しくは、事務局にご確認ください。
- ・本事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入る場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・本補助金の活用状況については、実施された取組の概要等をインターネット（県のホームページ）等で公開する予定です。あらかじめご了承ください（被承継者、承継者名についても原則として公開予定ですが、個々の事情を勘案し、公開しないことも可能です）。

3-2 補助事業で取得した財産の取扱い

- ・本補助金で購入・導入した機器やシステム等（以下「設備等」という）は、補助事業目的の範囲内に限り、使用できるものであるため、目的外使用は認められません。
- ・本補助金で購入・導入した設備等は、事業目的に沿って使用していただきますが、交付決定した内容に反して使用した場合は、交付決定の取り消しを行う場合があります。
- ・本補助金で購入・導入した設備等を譲渡・売却・廃棄等（以下「処分」という）する場合は、原則として事前に所定の申請を行い、承認を得ることが必要です。詳しくは事務局にご確認ください。
- ・本補助金で購入・導入した設備等を処分して収入を得た場合は県への報告が必要であり、補助金の返還を求められる場合もありますので十分ご注意ください。

3-3 補助事業の休廃止等が想定される場合の取扱い

- ・交付決定を受けた後に補助事業の休廃止等が想定される場合には、県は本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとします。
- ・交付停止の手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとします。

3-4 不正、虚偽行為

- ・不正、虚偽行為等により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、次のとおり取り扱いますので十分ご注意ください。
 - 補助事業者に対する交付決定の取消し、補助金の返還
 - 補助事業者が提出した関係書類の捜査機関への提供